

## 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

### 第二 定義

一 この法律において「特定高度情報通信技術活用システム」とは、次に掲げるものをいうものとすること。

1 情報通信の業務を一体的に行うよう構成された無線設備及び交換設備その他の設備並びにこれらに係るプログラムの集合体であつて、政令で定める周波数の電波を使用することにより大量の情報を高速度で送受信することを可能とするものその他の高度な技術を活用した情報通信を実現するもの

2 国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者（サイバーセキュリティ基本法第三条第一項に規定する重要社会基盤事業者をいう。3において同じ。）の事業又はこれに類するものとして政令で定める事業に係る点検、測量その他の政令で定める業務を一体的に行うよう構成された小型無人機（高度な情報通信技術を活用することにより飛行中の位置、姿勢及び状態を高度に制御できることその他の政令で定める性能を有するものに限る。）及び当該小型無人機に係る当該業務に応じ使用する撮影機器その他の機器並びにこれらに係るプログラムの集合体

3 国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者の事業又はこれに類するものとして政令で定める事業に係る政令で定める業務を一体的に行うよう構成された設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体（高度な情報通信技術を活用するものに限る。）であつて、その開発、提供及び維持管理並びに導入がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが1及び2に掲げるもの

に準じて必要なものとして政令で定めるもの

二 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理（当該特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する設備、機器又は装置及びこれらに係るプログラムの集合体の開発又は提供及び維持管理を含む。）をいうものとする。

三 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び特定高度情報通信技術活用システムの導入をいうものとする。

（第二条関係）

### 第三 基本理念

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、特定高度情報通信技術活用システムが我が国における国民生活及び経済活動の基盤となることに鑑み、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促

進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。  
（第三条関係）

#### 第四 国の責務

一 国は、基本理念にのっとり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

二 国は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。  
（第四条関係）

#### 第五 事業者の責務

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者は、基本理念にのっとり、国が実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。  
（第五条関係）

#### 第六 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

一 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」と

いう。)を定めるものとする。

二 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

3 第九に関し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関が果たすべき

役割に関する事項

三 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

四 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に協議するものとする。

五 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(第六条関係)

第七 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定等

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

二 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- 1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標
- 2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期
- 3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制
- 4 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

5 その他特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関し必要な事項

三 主務大臣は、一の認定の申請があつた特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が、指針に照らし適切なものであり、当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの開発供給が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

四 主務大臣は、一の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができるものとする。

五 主務大臣は、一の認定をしたときは、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の概要を公表するものとする。

六 一の認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（以下「認定開発供給計画」という。）の変更、認定の取消し等について規定すること。  
（第七条及び第八条関係）

#### 第八 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定等

一 特定高度情報通信技術活用システムの導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用シス

テムが含まれているものに限る。第八から第十三までにおいて同じ。）を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

二 特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- 1 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標
- 2 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期
- 3 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 4 その他特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項

三 主務大臣は、一の認定の申請があつた特定高度情報通信技術活用システム導入計画が、指針に照らし適切なものであり、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その旨の認定を

するものとする。

四 主務大臣は、一の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議することができるものとする。

五 主務大臣は、一の認定をしたときは、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画の概要を公表するものとする。

六 一の認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「認定導入計画」という。）の変更、認定の取消し等について規定すること。  
（第九条及び第十条関係）

#### 第九 株式会社日本政策金融公庫法の特例

公庫は、指定金融機関に対し、特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた事業者（以下「認定開発供給事業者」という。）又は特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた事業者（以下「認定導入事業者」という。）が認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（開発供給等促進円滑化業務）を行うことができるものとする。

## 第十 中小企業者の定義

第十一及び第十二において「中小企業者」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。

1 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（2から4までに規定する業種及び5の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

2 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（5の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

3 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（5の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

4 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会

社及び個人であつて、小売業（5の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

5 資本金の額又は出資の総額が政令で定める業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの

6 企業組合

7 協業組合

8 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

9 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（1から8までに掲げるものを除く。）  
(第二十三条関係)

#### 第十一 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従つて特定高度情報

通信技術活用システムの開発供給等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有又は中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が資金の調達を図るために発行する株式等の引受け及び当該引受けに係る株式等の保有ができるものとする。

(第二十四条関係)

## 第十二 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定、保険料率の引下げ等の措置を講ずるものとする。

(第二十五条関係)

## 第十三 課税の特例

認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入(特定高度情報通信技術活用システム(第二の一の1に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。第十三において同じ。))の適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた場合に限る。)を行う認定導入事業者が、当該特定高度情報通信技術活用システムの導

入の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物に  
ついては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。

(第二十六条関係)

#### 第十四 資金の確保

国は、認定開発供給事業者又は認定導入事業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度  
情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の確保に努めるものとする事。

(第二十七条関係)

#### 第十五 国等の配慮

国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は、特定高度情報通信技術活用シス  
テムの導入に当たっては、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給がサイバーセキュリティを確保  
しつつ適切に行われることに最大限の配慮をするよう努めるものとする事。

(第二十八条関係)

#### 第十六 報告の徴収等

一 主務大臣は、認定開発供給事業者又は認定導入事業者に対し、認定開発供給計画又は認定導入計画の

実施状況について報告を求めることができるものとする。

二 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から開発供給等促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(第二十九条及び第三十条関係)

#### 第十七 主務大臣等

この法律における主務大臣、権限の委任等について定めること。

(第三十一条及び第三十二条関係)

#### 第十八 経過措置

この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができるものとする。

(第三十三条関係)

#### 第十九 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

(第三十四条及び第三十五条関係)

#### 第二十 附則

一 この法律の施行期日に関する必要な規定を設けること。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)